

令和 4 年 12 月 8 日

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
令和 5 年度 使用者募集要領

1. 目的

若手研究者等の知的活力を最大限に活用し、ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発を推進するとともに、本学と密接な関係を有するベンチャー企業等の支援を行うことを目的とします。

2. 関係規程

- (1) 本学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下、「VBL」とします。）細則

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-saisoku-r3.06.pdf>

- (2) VBL におけるベンチャー企業等に対する使用に係る取扱要領

https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-youryou-r3.06_vc.pdf

- (3) VBL 使用審査基準

<http://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsakijun-h25.04.pdf>

3. 応募対象者

上記 2. 関係規程 (1)VBL 細則 第 8 条に該当する方

(例)： 本学の職員、大学院生及び学生

本学と密接な関係を有するベンチャー企業等(設立後 5 年以内)

4. 使用可能な部屋

- (1) 研究室等の個室(以下「個室」とします)

貸付対象となる部屋のうち、空室のもの(下記 URL をご参照ください)。

- ① 部屋一覧：

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl2/vbl1/vbl/update/vbl-akibeya-r5April.pdf>

- ② 平面図：

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl2/vbl1/vbl/update/vbl-heimen-r5April.pdf>

- ③ 仕様：

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl2/vbl1/vbl/update/vbl-heimen-r5April.pdf>

- (2) VBL 工房(3 階 304 室、4 階 401 室)

VBL 工房について：<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl2.html>

※個室及び VBL 工房の住所は、法人登記や郵便物受け取りにご使用いただけます。

※VBL 工房は、学生の活動スペースのほか、ベンチャー企業等のレンタルオフィス(フリーアドレスデスク)としても利用可能です。座席の指定はありません。

5. 使用期間、条件等(VBL工房の学生利用者は除く)

- (1) 使用期間は、原則3年以内(最大5年以内とするが、起業のスタートアップ活動等が長期間となる場合の延長制度を検討中)
- (2) 使用責任者は、毎年度、報告書を提出し、研究成果報告会において研究成果を発表する必要があります。
- (3) 継続を希望する場合は、毎年度、使用申請書を提出の上、審査を経て、その承認を得る必要があります(参考: 上記 2. 関係規則 (3)VBL 使用審査基準)。
- (4) 3年を超えて使用する場合には、研究開発プロジェクトの評価審査を経て承認を得る必要があります。

6. 使用者が負担する経費

(1) 個室

- ① 基準使用料 : 1㎡当たり月額1,000円(ベンチャー企業等については、3年目までは1㎡当たり月額300円)

※各個室の面積は、上記4.(1)①部屋一覧のとおり

- ② 電気料 : 実費

※算出方法及び徴収方法は、下記リンクをご参照ください。

<http://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/news/vbl/update/vbl-denki31.pdf>

- (2) VBL 工房 : 1席当たり月額2,000円(学生の起業サークル活動は無料)

※1か月に満たない月は、日割り計算せず、1か月分の額とします。

※個室に複数(n)のプロジェクトが入居する場合の基準使用料は、按分(基準使用料 × 個室面積 × 1/nで算出)した額とします。

※原則、1年度分を一括して、使用開始の1か月前までに徴収します。

7. 申請書類

- (1) 本学の職員、学生等 : VBL 使用申請書(別紙 様式 1) 及び添付書類(任意様式)

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06.docx>

- (2) ベンチャー企業等 : VBL 使用申請書(別紙 様式 4) 及び添付書類(任意様式)

https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06_vc.docx

8. 提出期限

令和5年1月26日(木)

9. 提出先及び問い合わせ先

VBL 受付

電話 : 076-234-6874

FAX : 076-234-6875

E-MAIL : kvbl@adm.kanazawa-u.ac.jp

URL : <https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl5.html>